

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号 <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3648 号</u> <u>最終改正 令和 2 年 3 月 31 日付け元生産第 2111 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 <u>要綱第 5 の 1 の (4) の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（13）に掲げるものに限る。）とする。</u></p> <p>2 <u>要綱第 5 の 1 の (5) の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 1－1 第 2 に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。</p> <p>3 <u>要綱第 5 の 3 の (1) のアの民間団体とは、民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会・事業協同組合、企業組合・協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。</u></p> <p>4 <u>要綱第 5 の 3 の (1) のイの茶生産者団体とは、農業協同組合、農業協</u></p>	<p style="text-align: center;">制定 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号 <u>最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3248 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業実施主体</p> <p>1 要綱第 4 の 4 の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 5 に規定する広域活動組織、農業委員会（ただし、要綱別表の区分の欄の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄（11）に掲げるものに限る。）とする。</p> <p>2 要綱第 4 の 5 の農業法人等とは、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 1－1 第 2 に規定する農地所有適格法人等及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">① ハード事業の実施区域がある市町村において、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること</p> <p style="padding-left: 2em;">② ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）その他農業者の組織する団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。</u></p> <p>5 <u>要綱第 5 の 3 の（2）の生産者、実需者等で構成される協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。</u></p> <p><u>（1）以下の者から構成される協議会であること。なお、ア及びイについては、必須の構成員とする。</u></p> <p><u>ア 生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。）</u></p> <p><u>イ 実需者（中間事業者（産地と食品製造業者等（食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。））をつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせて供給し、場合によっては、選別、調整、加工等を行うことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>ウ 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等</u></p> <p><u>（2）事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。</u></p> <p><u>（3）協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</u></p> <p>6 <u>要綱第 14 の 1 の（4）の事業実施者とは、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 4 条の 4 の第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。</u></p> <p>7 <u>要綱別表の区分の欄の 1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 <u>要綱別表の区分の欄の 1（以下「定額助成」という。）の事業種類の欄（1）から（10）までに掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又</u></p>
--	--

<p>は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。</p> <p>第3 計画等の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要綱第7の1の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に作成するものとする。 2 要綱第8の地域内農地集積促進計画は、別記様式第2-1号により作成するものとする。 3 要綱第9の<u>農地集積推進計画</u>は、別記様式第2-2号により作成するものとする。 4 要綱第10の<u>高収益作物転換促進計画</u>は、別記様式第2-3号により作成するものとする。 5 <u>要綱第11の未来型産地形成推進条件整備計画は、新産地育成型及び既存産地改良型は別記様式2-4号を例として、園芸作物導入型は別記様式第2-5号により作成するものとする。</u> 6 <u>要綱第12のスマート農業導入推進計画は、別記様式第2-6号により作成するものとする。</u> 7 <u>要綱第13の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。</u> 8 要綱第8から第13までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。 9 <u>農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画又はスマート農業導入推進計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。</u> 10 <u>民間団体が事業実施主体となる場合は、支援対象者は、事業実施者、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。</u> 11 <u>茶生産者団体又は協議会が事業実施主体となる場合は、事業実施主体は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、未来型産地形成推進条件整備計画を作成するものとする。</u> 	<p>は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。</p> <p>第3 <u>農地中間管理機構との連携概要等</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要綱第6の農地中間管理機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に策定するものとする。 2 要綱第7の地域内農地集積促進計画は、別記様式第2-1号により作成するものとする。 3 <u>要綱第8の高収益作物転換促進計画</u>は、別記様式第2-2号により作成するものとする。 4 <u>要綱第9の農地集積推進計画</u>は、別記様式第2-3号により作成するものとする。 5 <u>要綱第10の農地耕作条件改善計画は、別記様式第3号により作成するものとする。</u> 6 <u>要綱第7から第10までの「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。</u> 7 <u>農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、地域内農地集積促進計画又は高収益作物転換促進計画及び農地耕作条件改善計画を作成するものとする。</u>
--	---

<p>第4 事業の申請等</p> <p>1 <u>要綱第14の1の(1)の農村振興局長及び生産局長（以下、「農村振興局長等」という。）が別に定める書類は、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下「実質化された人・農地プラン」という。）が作成された地区で本事業を実施する場合にあっては、同通知別紙1に基づき作成された実質化された人・農地プランの概要、同通知の5(1)に基づく工程表が公表された地区で本事業を実施する場合にあっては、当該工程表とする。</u></p> <p>2 <u>要綱第14の1の(1)及び(4)の事業採択申請書は別記様式第5号により、要綱第14の2及び6の事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第14の4又は8により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。</u></p> <p>3 <u>要綱第14の4及び8の農村振興局長等が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。</u> (1)～(3) [略]</p> <p>4 <u>農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告（別記様式第4号）並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。</u></p> <p>5 <u>活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。</u></p> <p>6 <u>公募選定者が事業実施主体となる場合は、生産局長が別に定める公募要領の規定により、都道府県及び関係市町村と調整を行うものとする。</u></p> <p>7 <u>要綱第4の人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、事業実施主体（要綱第3の4の(1)の事業のうち果樹を対象とするものにあつては支援対象者）は、要綱第14の2、3又は6により事業採択の通知を受けた後、遅滞なく要綱第10の高収益作物転換促進計画、第11の未来型</u></p>	<p>第4 事業の申請等 (新設)</p> <p>1 要綱第11の事業採択申請書は別記様式第5号により、事業採択通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第11の変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第7号により、事業変更通知書は別記様式第8号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>2 要綱第11の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。 (1)～(3) [略]</p> <p>3 農地所有適格法人等が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び都道府県知事による経営状況の調査報告（別記様式第4号）並びに第2の2の①又は②を証明する資料を提出するものとする。</p> <p>4 活動組織が事業実施主体となる場合は、農地中間管理機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の①又は②を証明する資料を提出するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>産地形成推進条件整備計画及び第 12 のスマート農業導入推進計画を農地中間管理機構へ提出するものとする。</u></p> <p>第 5 事業達成状況の報告</p> <p>1 <u>要綱第 15 の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第 2-1 号、別記様式第 2-2 号、別記様式第 2-3 号、別記様式第 2-4 号、別記様式第 2-5 号、別記様式第 2-6 号及び別記様式第 3 号により行うものとする。</u></p> <p>2 要綱第 15 の地方農政局長等及び生産局長への「報告」は、別記様式第 9 号によるものとする。</p> <p>3 <u>要綱第 15 の「改善計画」は、別記様式第 11 号によるものとする。</u></p> <p>第 6 助成</p> <p>1 <u>要綱第 16 の 1</u>について</p> <p>（1）<u>要綱第 16 の 1</u>について農村振興局長等が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までにあつては、助成単価は、別表 1 に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）</p> <p>（ア）～（ソ） [略]</p> <p><u>（タ）定額助成の事業種類の欄（13）にあつては、別表 3 に定める助成単価</u></p> <p><u>（チ）定額助成の事業種類の欄（14）にあつては、果樹に係るものは受益面積 10 アール当たり 22 万円、茶に係るものは受益面積 10 アール当たり 14.1 万円</u></p> <p><u>（ツ）定額助成の事業種類の欄（15）の（ア）にあつては、受益面積 10 アール当たり 20 万円</u></p> <p><u>（テ）定額助成の事業種類の欄（15）の（イ）にあつては、受益面積 10 アール当たり 28 万円</u></p> <p><u>（ト）定額助成の事業種類の欄（15）の（ウ）にあつては、受益面積 10 アール当たり 3 万円</u></p> <p><u>（ナ）定額助成の事業種類の欄の（16）にあつては、単年度当たり 300 万円とする。</u></p>	<p>第 5 事業達成状況の報告</p> <p>1 要綱第 12 の「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第 2-1 号、別記様式第 2-2 号又は別記様式第 2-3 号及び別記様式第 3 号により行うものとする。</p> <p>2 要綱第 12 の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第 9 号によるものとする。 （新設）</p> <p>第 6 助成</p> <p>1 <u>要綱第 13 の 1</u>について</p> <p>（1）<u>要綱第 13 の 1</u>について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、定額助成の事業種類の欄（1）から（10）までにあつては、助成単価は、別表 1 に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア イに掲げるもの以外のもの（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）</p> <p>（ア）～（ソ） [略]</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	---

<p>イ 事業完了時までに中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価） (ア)～(コ) [略] (2)～(12) [略] <u>(13) 定額助成のうち(15)の(ア)においては、改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組を実施することができる。</u> <u>(14) 定額助成のうち(15)の(イ)においては、未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組を実施することができる。</u> <u>(15) 定額助成のうち(15)の(ウ)においては、成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組を実施することができる。</u> <u>(16) 定額助成のうち(16)にあつては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。</u></p> <p>2 要綱第 16 の 2 について 助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。 (1)～(8) [略] <u>(9) 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費</u> <u>(10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費</u></p> <p>3 要綱第 16 の 3 について 農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に 5.0%を限度とする助成率を乗じた額とする。但し、別表 2 に掲げる地域等においては、同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。</p>	<p>イ 事業完了時までに中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）<u>第 2 の 1</u>に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記 1 の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記 1 に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価） (ア)～(コ) [略] (2)～(12) [略] (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 要綱第 13 の 2 について 助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。 (1)～(8) [略] (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 要綱第 13 の 3 について 農地集積推進助成の額は、定率助成ハード事業の事業費に 5.0%を限度とする助成率を乗じた額とする。但し、別表 2 に掲げる地域等においては、同表の助成率の欄に掲げる助成率を上限とする。</p>
--	--

<p>第7 [略] 第8 その他 1～4 [略] 5 事業の着手は、原則として、国からの交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金等の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第 10 号）をあらかじめ地方農政局長等又は生産局長に提出するものとする。 なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の 2 の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。 6 定額助成の事業種類の欄の（7）に該当するもの及び要綱別表の区分の 2（以下「定率助成」という。）の事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタールを超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の（4）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金等の返還措置を講ずるものとする。 （1）～（3） [略] 7～9 [略] 10 要綱第 5 の 3 の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。 （1）～（7） [略] <u>（8）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u> <u>（9）（1）から（8）までに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域</u> 11 [略] 12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（17）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の交付金等の交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業</p>	<p>第7 [略] 第8 その他 1～4 [略] 5 事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第 10 号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。 なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）の規定による交付金交付申請書の 2 の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。 6 定額助成に係るもの<u>のうち</u>事業種類の欄の（7）に該当するもの及び定率助成に係るもの<u>のうち</u>事業種類の欄の（1）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の 10 分の 1 以上（その受益地の面積が 100 ヘクタール超えるときは、受益地のうち 10 ヘクタール以上）の転用が行われた場合並びに定額助成に係るもの<u>のうち</u>事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するもの及び定率助成に係るもの<u>のうち</u>事業種類の欄の（4）に該当するものについて、その整備の実施後 8 年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により 10 アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。 （1）～（3） [略] 7～9 [略] 10 要綱第 5 の 3 の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。 （1）～（7） [略] （新設） <u>（8）（1）から（7）までに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域</u> 11 [略] 12 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（13）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の補助金交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28</p>
---	---

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

<p>実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。</p> <p>13 [略]</p> <p>別表 1、別表 2 [略]</p>	<p>年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（3）のイに基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。</p> <p>13 [略]</p> <p>別表 1、別表 2 [略]</p>
--	---

別表 3 新植・改植支援単価等		(新設)
補助対象となる取組	支援単価等	
1 果樹	(新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）	
(1) 慣行樹形等への新植・改植	21 (23) 万円/10a	
ア みかん等のかんきつ類への新植・改植		
イ その他の主要果樹への新植・改植	15 (17) 万円/10a	
注 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。		
ウ りんごのわい化栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a	
エ ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a	
オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない慣行樹形等への新植・改植	2分の1以内	
(2) 省力樹形への新植・改植		
ア 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	71 (73) 万円/10a	
イ 高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご）への新植・改植	52 (53) 万円/10a	
ウ 根域制限栽培（みかん等のかんきつ類）への新植・改植	108 (111) 万円/10a	
エ 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	99 (100) 万円/10a	
オ ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	32 (33) 万円/10a	
カ アからオまでのいずれの場合にも該当しない省力樹形への新植・改植	2分の1以内	
2 茶の新植・改植	12 (15.2) 万円/10a	

別記様式第1号 ※レイアウトを修正

農地中間管理事業との連携概要 記載例

○○県△△市 □□区域 (◎◎地区)

※ □□区域は農地中間管理事業の重点実施区域名(予定も可)、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

1. 農地中間管理事業の進め方(該当する箇所に○を記載) ※複数回答可
- ① 市町村・各区域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
 - ② 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
 - ③ 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ
- 必須 ④ 基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地域の概要

・□□区域は、△△市のほぼ中心に位置し、A A川水系のB B川沿いに広がる平野部で市の中心的な水田地帯となっているが、小区域・不整形で耕作農地が各所に分散していることから、効率的な水田作を実現するため、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」による大区画化と農地中間管理事業による集積・集約化を行うものである。

・□□区域のある△△市は中山間地域であり、安定的な農業経営を実現するためには水田作から高収益作物への転換が効果的であることから、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」により一部高収益作物への転換を図りつつ、大区画化等により農地中間管理機構による集積・集約化を行うものである。

3. 機構の活用イメージ(農地利用図)



注1: 農地中間管理事業の重点実施区域の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。
 注2: 他事業(国営事業、都道府県営事業等)国費が投じられている事業のことと組み合わせる場合はその受益範囲を明記すること。

【活用前(令和〇〇年)】		
① 機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	〇 Oha、〇%	値 差
② 機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積	〇 Oha/〇経営体	
③ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	〇箇所	
④ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	〇ha/1団地	
【活用後(令和〇〇年)】		
① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積及び集積率	〇 Oha、〇%	値 差
② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積	〇 Oha/〇経営体	
③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数	〇箇所	
④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積	〇〇ha/〇団地	
⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数	〇人	
⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数	〇法人	

注3: 団地:連続して作付けができるほ場
 4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載してください。

別記様式第1号

○○県△△市 □□区域 (◎◎地区) ※□□区域は農地中間管理事業の重点実施区域名(予定も可)、◎◎地区は農地耕作条件改善事業の地区名を記載

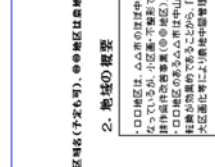
1. 農地中間管理事業の進め方(該当する箇所に○を記載)
- ① 各市町村・各区域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
 - ② 公募に応募した受け手のニーズの把握からのアプローチ
 - ③ 法人・認定農業者などの担い手のニーズの把握からのアプローチ
- 必須 ④ 基盤整備(簡易整備を含む)からのアプローチ

2. 地域の概要

・□□区域は、△△市のほぼ中心に位置し、A A川水系のB B川沿いに広がる平野部で市の中心的な水田地帯となっているが、小区域・不整形で耕作農地が各所に分散していることから、効率的な水田作を実現するため、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」による大区画化と農地中間管理事業による集積・集約化を行うものである。

・□□区域のある△△市は中山間地域であり、安定的な農業経営を実現するためには水田作から高収益作物への転換が効果的であることから、「農地耕作条件改善事業(◎◎地区)」により一部高収益作物への転換を図りつつ、大区画化等により農地中間管理機構による集積・集約化を行うものである。

3. 機構の活用イメージ(農地利用図)



注1: 農地中間管理事業の重点実施区域の範囲及び農地耕作条件改善事業の受益範囲を明記すること。
 注2: 他事業(国営事業、都道府県営事業等)国費が投じられている事業のことと組み合わせる場合はその受益範囲を明記すること。

【活用前(平成〇〇年)】		
① 機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率	〇 Oha、〇%	値 差
② 機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積	〇 Oha/〇経営体	
③ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地数	〇箇所	
④ 機構から転貸を受ける担い手が利用する団地の平均面積	〇ha/1団地	
【活用後(平成〇〇年)】		
① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積及び集積率	〇 Oha、〇%	値 差
② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積	〇 Oha/〇経営体	
③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数	〇箇所	
④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積	〇〇ha/〇団地	
⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数	〇人	
⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数	〇法人	

注3: 団地:連続して作付けができるほ場
 4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載してください。

【適用後(平成〇〇年)】

- ① 機構から転貸を受けた担い手の集積面積・集積率:〇、〇ha、〇%
- ② 機構から転貸を受けた担い手の平均経営面積:〇、〇ha/〇経営体
- ③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数:〇箇所
- ④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積:〇〇ha/1団地
- ⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数:〇人
- ⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数:〇法人



【適用前(平成〇〇年)】

- ① 機構から転貸を受ける担い手の集積面積及び集積率:〇、〇ha、〇%
- ② 機構から転貸を受ける担い手の平均経営面積:〇、〇ha/〇経営体
- ③ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地数:〇箇所
- ④ 機構から転貸を受けた担い手が利用する団地の平均面積:〇〇ha/1団地
- ⑤ 機構から転貸を受けた新規就農者数:〇人
- ⑥ 機構から転貸を受けた参入企業数:〇法人

※ 団地:連続して作付けができるほ場

4. 機構の活用に関しての創意工夫があれば、記載してください。

別記様式2-1号
地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	六法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間		重点実施区域名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的の省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による担い手への農地の賃貸借面積を向上させる等の農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
農地集積に係る目標			
地域内農地集積促進計画の目標年度：R〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		
事業の活用イメージ			

別記様式2-1号
地域内農地集積促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市長村名	六法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間		重点実施区域名	指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・区画拡大や営農環境整備事業、維持管理の省力化を実施するとともに、先進的の省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組むことで、事業実施区域において農地中間管理機構による地域内の担い手への農地の賃貸借面積を向上させる等の農地中間管理機構による担い手への農地集積集約に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
農地集積に係る目標			
地域内農地集積促進計画の目標年度：H〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の農地面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の農地集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		
事業の活用イメージ			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の農地面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の農地集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	高精度GPSトラクターの導入等		

別記様式2-2号 [略]
別記様式2-3号

高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	重点実施区域又は実証化された人・農地プラン名		指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺区域（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
高収益作物転換に係る目標			
高収益作物転換促進計画の目標年度：R〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
高収益作物への転換面積（率）	品目：〇〇a（〇〇%）	品目：〇〇a（〇〇%）	
担い手の集積面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物を地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		
事業の活用イメージ			

※ 従前の2-2号と2-3号を番号入れ替え

別記様式2-2号

高収益作物転換促進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市長村名	六法指定地域等
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	重点実施区域名		指定時期（予定）
農地中間管理機構による地域内（受益地内）の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針	・事業実施区域の周辺（重点実施区域）において事業実施区域の農地に係る担い手への集積面積を向上させるとともに、一部区域において実証展示ほ場の設置や加工品の試作・試験販売等を実施し、稲作から新たに〇〇に転換する等の農地中間管理機構による担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換に向けた取組方針を記載。		
事業概要	受益面積：水田〇〇a、畑地〇〇a、樹園地〇〇a 総事業費：〇〇百万円 受益者数：〇〇者		
高収益作物転換に係る目標			
高収益作物転換促進計画の目標年度：H〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の農地面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の農地集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	導入作物の地域ブランド化しメディア戦略を展開 等		
事業の活用イメージ			
高収益作物転換促進計画の目標年度：H〇〇年度			
	事業実施前	事業実施後	
担い手の農地面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
担い手の農地集約化面積（率）	〇〇a（〇〇%）	〇〇a（〇〇%）	
その他	高精度GPSトラクターの導入等		

別記様式第2-4号 未来型産地形成推進条件整備計画 （ 新産地育成型 ・ 既存産地改良型 ） （該当する型を ○で囲む）		（新設）					
関係都道府県・市町村・地区名 ○○県○○市 ○○地区	支援対象者 （茶にあっては、茶生産者団体）	事業実施期間 令和○年度～○年度	目標年度 令和○年度				
受益面積 [新産地育成型：新植面積] [既存産地改良型：改植面積]	関連事業地区名	重点実施区域又は実質化された人・農地プラン名	左記の指定又は実質化の時期（予定）				
○○ha	○○地区		令和○年○月				
未来型産地の形成を推進するための基盤整備の状況							
（新産地育成型の例）事業実施区域では、県営○○事業○○地区により水田○○haが標準区画○○haに大区画化され、また用排水路のバイパス化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、令和○年度までに○○（品目名）の省力樹形・機械作業体系を導入し、労働生産性の抜本的に高めたモデル産地の実現及び水田の高収益化を図る。							
関連する基盤整備事業の概要							
受益面積：○○ha、総事業費：○○百万円、工期：R○～R○、主要工事内容：区画整理○○ha、暗渠排水○○ha、用排水路○○m							
未来型産地形成の概要							
（新産地育成型の例）事業実施区域の水田転換樹園地において、りんご○ha、なし○haを対象に省力樹形・整列樹形・機械作業体系を導入し、管理作業の省力化のためにスピードスプレイヤーを○基、収穫作業の省力化のために高所作業台車を○基導入する。							
対象品目名	新植（改植）面積	導入する栽培方法	導入する機械・施設	導入する機械・施設の台数	導入する機械・施設の割合	機械・施設の活用農家戸数	管理体制
りんご	○ha	超高密度栽培	高所作業台車	○基	○基／○ha	○戸	全基、活用農家が所有・管理
		整列樹形	スピードスプレイヤー	○基	○基／○ha	○戸	
なし	○ha	ジョイント栽培	スピードスプレイヤー	○基	○基／○ha	○戸	全基、活用農家が所有・管理

未来型産地形成に向けた取組	
（必須）新植（改植）実施後の成圃化までの営農方針	（例）基盤整備実施と並行し、りんご・なしの新植の準備として、早期成圃化のための大苗を育成する。基盤整備が完了した圃地から順次、新植を実施する。成圃化までの間、幼木の管理作業を実施する。また、省力樹形の管理技術、作業機械の操作方法等を習得するための研修を実施する。
（任意）小規模圃地整備の実施	（例）水田から転換した樹圃地の利用度を高めるため、新植を実施する前に、盛土や排水対策、土壌・土層改良等を実施する。

事業の実施イメージ

区 分		1年目 (事業開始年度)	2年目	3年目	4年目	5年目 (目標年度)
本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
小規模圃地整備	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					
新植・改植	支援対象面積					
	国庫補助金額					
早期成圃化・経営継続発展・省力技術研修	大苗の育成	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	代替農地での営農	支援対象面積				
		国庫補助金額				
	省力技術研修	支援対象面積				
国庫補助金額						
機械作業体系導入	総事業費					
	国庫補助金額					
	自己負担額					

- 注1： 事業実施該当年度に金額、面積を記入すること。
- 2： 必要に応じて、目標年度までの年数を追加・削除すること。
- 3： 新植（新産地育成型）・改植（既存産地改良型）、早期成圃化・経営継続発展の国庫補助金額は、支援対象面積に面積当たり支援単価を乗じたもの。
- 4： 新植・改植の面積当たり支援単価は別表参照。
- 5： 早期成圃化・経営継続発展のうち代替農地での営農は、既存産地改良型のみ取組可能。
また、早期成圃化・経営継続発展の支援対象面積の定義は次のとおり。
- (1) 大苗の育成
新植・改植を行う圃地の面積のうち、大苗の育成により準備した大苗を用いて新植・改植を行う面積
 - (2) 代替農地での営農
改植を行う圃地において、改植により途絶する収益に対する、代替農地での目標収益の割合（100%を限度とする。）を改植面積に乗じて算出した面積（対象品目に係る地域の経営指標等、収益のバックデータを添付すること。）
 - (3) 省力技術研修
改植を行う圃地において、省力技術（省力樹形や整列樹形、機械作業体系をいう。）を導入する面積
- 6： 民間団体は、本事業の実施に関する事項について、あらかじめ生産局長と協議の上、業務方法書に定めるものとする。
- 7： 茶生産者団体については、本事業に取り組み補助金の交付を受けようとする全ての生産者について、生産者名、取組内容、取組面積、補助金額を明記した一覧表を添付すること。

別記様式2-5号

未来型産地形成推進条件整備計画
（園芸作物導入型）

関係都道府県・市町村・地区名	支援対象者（協議会名）	事業実施期間	目標年度
目標年度における園芸作物作付面積	事業地区名	重点実施地区又は実質化された人・農地プラン名	左記の指定又は実質化の時期（予定）

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事業費	負担区分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定額	
協議会の開催					定額	
園芸作物の生産及び供給体制の整備					定額	
2 栽培技術の確立等に向けた取組					定額	
試験栽培の実施					定額	
品種の加工適性試験					定額	
GAP・トレーサビリティ手法の導入					定額	
販路拡大の取組					定額	
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					定額、1/2	
機械・施設のリース方式による導入					1/2	
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入					1/2	
栽培技術の確立や研修会の開催					定額	
合 計					-	

注1：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相対額について、これを減額した場合に「除税額○○円/うち消費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」とし、同税額が明らかでない場合には「余税額」と記載すること。
注2：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とする。

対象品目	
------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 成果目標

(1) 契約取引の割合

品 目	地 区	契約取引の割合				備 考
		初年度 （年度）	2年目	3年目	目標年度 （年度）	
		%	%	%	%	
合計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積の契約割合が30%以上であることをとする。

注2：目標設定に係る機械資料を添付すること。

注3：契約取引を数量契約で行う場合は、当該産地で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

(2) 取組の結果及び評価方法

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

（新設）

第3 事業内容				(新設)
1 事業全体の実施スケジュール				
取組の内容				
実施時期	産地の合意形成に向けた取組	品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組	
年 月				
年 月				
年 月				
注: 適宜、行を追加して記入すること。				
2 取組詳細				
(1) 産地の合意形成に向けた取組				
取組内容	開催時期	具体的な内容	備考	
(例) 協議会の開催	4月、8月、2月			
(例) 圃場作物の生産及び供給体制の整備	8月	水稲等から野菜への転換に先行的に取り組むJA○○(〇市)へ生産技術に係る現地調査		
注1: 「取組内容」の欄は、取組内容ごとに記入すること。 注2: 適宜、行を追加して記入すること。				
(2) 栽培技術の確立等に向けた取組				
取組内容	開催時期	具体的な内容	備考	
(例) 試験栽培の実施	8～12月	○○(品目)に係る軽作栽培実証を実施		
注1: 実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。 注2: 適宜、行を追加して記入すること。				
(3) 機械・施設のリース方式による導入等の取組				
取組内容	導入時期	具体的な内容	備考	
注1: 「取組内容」の欄については、本要領別紙1のⅡの第1の1の(4)の取組内容ごとに記入すること。 注2: 実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。 注3: 機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、6を記入すること。 注4: 適宜、行を追加して記入すること。				
3 実証ほ場の設置(本事業の各取組において、実証ほ場を設置する際は以下の内容を記載すること。)				
(1) 実証ほ場の設置に係る取組(該当する取組全てに○を記載すること(複数記載可。))				
	栽培技術の確立等に向けた取組		機械・施設のリース方式による導入等の取組	
(2) 実証ほ場の内容				
品目	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	
			管理責任者	
			備考	
計	—		—	
注1: 「管理責任者」の欄は、実証ほ場に関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。 注2: 「設置場所」の欄は、実証ほ場を設置する市町村名・地域名を記入すること。 注3: 適宜、行を追加して記入すること。				
4 機械・施設のリース導入に係る事項				
(1) リース内容				
品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	
			機械・施設管理者	
			保管・設置場所	
			備考	
注: 対象機械・施設が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。				
(2) 導入する機械・施設の規模決定根拠				
機械・施設名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠	備考	
注1: 「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・施設の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(取扱価格))を記入すること。 注2: 「リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を明記して記入すること。				

(3)リース事業者及びリース料の選定方法の計画						
選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方					備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者						
入札方式（いずれかに○）						
一般競争入札 ・ 指名競争入札						
注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。						
(4) 機械・施設のリース料等						
リース期間	開始月～終了月（※1）	年 月	～	年 月	(月)	備考
	リース借受日から○年間（※2）	(年)				
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①	(円)				
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②	(円)				
リース料助成申請額	③	(円)				
リース諸費用(消費税抜き)	④	(円)				
消費税	⑤	(円)				
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤						(円)
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。						
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内		II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内				
注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。						
注2：リース事業者の見積書の等し等を添付すること。						
注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。						
5 生産資材の購入に係る事項						
資材名	個 数	使用面積	単 価	事業費	うち助成申請額	備考
注：以下の書類を添付すること。						
1 複数の販売会社の見積書等の写し（全社分）						
2 その他国が必要と認める資料						
第4 必要経費						
1 経費の配分と負担区分						
区 分	事業費	負担区分				備考
		国庫補助	自己負担	その他		
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組						
2 栽培技術の確立等に向けた取組						
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組						
合 計						
注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。						
注2：「区分」欄の各取組を実施するに当たり、補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。						
注3：事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。						
2 収支予算（又は精算）						
(1) 収入の部						
区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考	
			増	減		
国庫補助金	円	円	円	円		
自己資金						
その他						
合 計						
(2) 支出の部						
区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備考	
			増	減		
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円		
合 計						
注1：経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。						
注2：過貸、行を追加して記入すること。						

協議会構成		区分			
名称	所在地	生産者	実需者	行政	その他
JA〇〇（代表団体）					
〇〇共済組合					
農地所有資格法人 〇〇					
有限会社 〇〇法人					
〇〇大学（オブザーバー）					
〇〇市役所（オブザーバー）					
協議会代表者名	JA〇〇 △△ ××				
事務代表者名	JA〇〇 〇〇部長 ◇◇ ▲▲				
会計責任者名	JA〇〇 〇〇部長 〇〇振興課 課長 ◇◇ ▲▲				

注1：協議会構成の「名称」欄に、協議会の代表団体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても同様に記載すること。
 注2：構成員の位置づけられる役割（生産者、実需者、行政）に〇印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載すること。
 注3：協議会規約及び執行体制等の分かる資料を添付すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、本事業を実施しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 本事業で取り組む内容の機械・施設、生産資材等のパンフレット又は見積書
- 4 その他、国が必要と認める資料

別記様式第2-6号						(新設)
スマート農業導入推進計画（達成状況報告）						
地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等			
事業実施期間	関連事業地区名	農山漁村区域又は集約化された人・農地プラン名	指定又は実質化時期（予定）			
スマート農業に適した基盤の整備状況						
（例）事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のバイブライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。		事業対象面積	〇〇ha			
		地区標準区画面積	〇〇ha			
		ターン農道整備面積	有or無or一部			
関連事業概要 〇〇地区	受益面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、工期：RO～RO。主要工事内容：区画整理〇〇ha、暗渠排水〇〇ha、用排水路〇〇m	ほ場内耕作道整備面積	有or無or一部			
		用排水路バイブライン整備面積	有or無or一部			
本事業の対象面積	〇〇ha	本事業の対象農家戸数	〇〇人		備考	
うち担い手が所有する面積	〇〇ha 〇〇%	うち担い手	〇〇人	〇〇%		
導入するスマート農業の概要						
スマート農業導入計画平面図						
ほ場整備の概要が分かる図を記載し、必要な資料を添付						
（例）事業実施区域内の〇〇haを対象にGNSS基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する。						
導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制	
自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理	
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理	

地域の収益性向上の取組						
（必須）高収益作物導入への取組方針		（例）スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。				
（任意）その他		（例）スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等				
事業の実施イメージ						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

- 注：1） スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所^〇に二重線を付し変更後の内容を追記すること。
- 2） 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

別記様式第3号

農地耕作条件改善計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等								
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇〇〇）										
促進計画の区分	地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、 農地集積推進計画又はスマート農業導入推進計画										
基盤整備の計画											
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	うち定額助成額	農業者施工の内容	年度計画					
						RO	RO	RO	RO	RC	
定額助成	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件 (高低差〇cm) 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m									
定率助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇m									
	暗渠排水	A=〇〇a									
	土層改良	客土 A=〇〇a									
	区画整理	A=〇〇a									
	農作業道等	舗装 L=〇〇m									
	農地造成	A=〇〇a									
	農用地の保全	土留工 L=〇〇m									
	営農環境整備支援	実施内容〇〇									
	スマート農業導入支援										
		GNSS基地局整備	基地局 〇機								
	先進的省力化技術支援導入支援	自動操舵システム〇機 UAV 〇機									
	調査・調整・実施計画策定支援	実施内容〇〇									
	管理省力化支援	実施内容〇〇									

別記様式第3号

農地耕作条件改善計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等								
	〇〇〇〇 指導事業（〇〇〇〇）										
促進計画の区分	地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、 又は農地集積推進計画										
基盤整備の計画											
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	うち定額助成額	農業者施工の内容	年度計画					
						HO	HO	HO	HO	HC	
定額助成	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇a (うち集約化〇〇a) 現場条件 (高低差〇cm) 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m									
定率助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇m									
	暗渠排水	A=〇〇a									
	土層改良	客土 A=〇〇a									
	区画整理	A=〇〇a									
	農作業道等	舗装 L=〇〇m									
	農地造成	A=〇〇a									
	農用地の保全	土留工 L=〇〇m									
	営農環境整備支援	実施内容〇〇									
	(新設)										
		管理省力化支援	実施内容〇〇								

○ 農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

<p>定額助成の事業達成状況報告に係る添付写真 [略] 定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告） [略] 集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳） [略] 土層改良計画（事業達成状況報告） [略] 定額助成補足説明資料（事業達成状況報告） [略]</p>	<p>定額助成の事業達成状況報告に係る添付写真 [略] 定額助成（ハード）の実施計画（事業達成状況報告） [略] 集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳） [略] 土層改良計画（事業達成状況報告） [略] 定額助成補足説明資料（事業達成状況報告） [略]</p>
---	---

定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）				
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、スマート農業導入支援				
年度別事業計画とその内訳（イメージ）				
年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等 耕作放棄地解消・発生防止			
	スマート農業導入支援			
3 年 目	調査測量、GNSS基地局設計 GNSS基地局設置			
	管理省力化支援			
	水管理省力化 維持管理省力化			
	品質向上支援			
	導入作物に応じた支援 IT技術等活用型施工			
	スマート農業導入支援			
4 年 目	トラクタへの自動操舵導入			
	営農定着促進支援			
	営農飲雑用水施設 農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備 農業機械維持補修			
5 年 目	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営 高収益作物導入定着推進			
	条件改善促進支援			
計	農用地等集団化			
	高収益作物導入支援			
	農地の良好な生産環境の維持 及び条件整備			

定率助成補足説明資料（事業達成状況報告）				
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援				
年度別事業計画とその内訳（イメージ）				
年	取組内容	事業量	事業費	備考
1 年 目	条件改善促進支援			
	地形図作成			
2 年 目	営農環境整備支援			
	高付加価値農業施設移転等 耕作放棄地解消・発生防止			
	(新設)			
3 年 目	管理省力化支援			
	水管理省力化 維持管理省力化			
	品質向上支援			
	導入作物に応じた支援 IT技術等活用型施工			
	(新設)			
4 年 目	営農定着促進支援			
	営農飲雑用水施設 農作物被害防止施設			
	条件改善促進支援			
	用地整備 農業機械維持補修			
5 年 目	高収益作物導入支援			
	実証展示ほ場の設置・運営 高収益作物導入定着推進			
	条件改善促進支援			
計	農用地等集団化			
	高収益作物導入支援			
	農地の良好な生産環境の維持 及び条件整備			

<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農地所有適格法人等 経営状況評価報告書</p> <p style="text-align: center;">農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 印</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）第4の4の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地区概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都道府県名</th> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 15%;">受益面積</th> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 [略]</p>	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考				ha	百万円		<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農地所有適格法人等 経営状況評価報告書</p> <p style="text-align: center;">農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名 印</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号）第4の3の規定により、下記のとおり農地所有適格法人等の経営状況に関する評価を行ったので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地区概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都道府県名</th> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 15%;">受益面積</th> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ha</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 [略]</p>	都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考				ha	百万円	
都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考																				
			ha	百万円																					
都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考																				
			ha	百万円																					

<p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○印</p> <p style="text-align: center;">事業採択申請書</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第14の1に基づき、<u>（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）</u>を添付して申請する。</p> <p>※（ ）内は、添付する計画書類を記載する。</p> <p>（別紙）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要							<p>別記様式第5号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">○○○印</p> <p style="text-align: center;">事業採択申請書</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を実施したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第11の1に基づき、農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画（若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型）及び農地耕作条件改善計画を添付して申請する。</p> <p>（別紙）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要						
地 区 名	事 業 概 要																
地 区 名	事 業 概 要																

<p>別記様式第6号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 印 内閣府沖縄総合事務局長 <u>〇 〇 〇 〇</u></p> <p style="text-align: center;">事業採択通知書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった<u>（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）</u>について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第16</u>のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>※（ ）内は、別添様式第5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。</p> <p>（別紙）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要							<p>別記様式第6号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: center;">農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 印 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">事業採択通知書</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画（若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型）、及び農地耕作条件改善計画について採択したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第13</u>のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>（別紙）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要						
地 区 名	事 業 概 要																
地 区 名	事 業 概 要																

<p>別記様式第7号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">事業変更申請書</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第14の4</u>（又は第14の6、7）に基づき、<u>（農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画、農地集積推進計画、高収益作物転換促進計画、未来型産地形成推進条件整備計画、スマート農業導入推進計画、及び農地耕作条件改善計画）</u>を添付して申請する。</p> <p>※（ ）内は、別添様式第5号の事業採択申請書に添付された計画書類を記載する。</p> <p>（別紙）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要							<p>別記様式第7号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">事業変更申請書</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を変更したいので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第11の4</u>に基づき、農地中間管理機構との連携概要、地域内農地集積促進計画（若しくは高収益作物転換促進計画又は農地集積推進型）及び農地耕作条件改善計画を添付して申請する。</p> <p>（別紙）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要						
地 区 名	事 業 概 要																
地 区 名	事 業 概 要																

<p>別記様式第8号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長 地方農政局長印 内閣府沖縄総合事務局長 <u>〇 〇 〇 〇</u></p> <p style="text-align: center;">事業変更通知書</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第16</u>のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>(別紙)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要					<p>別記様式第8号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省農村振興局長 地方農政局長印 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">事業変更通知書</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。なお、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第13</u>のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。</p> <p>(別紙)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要				
地 区 名	事 業 概 要												
地 区 名	事 業 概 要												

<p>別記様式第9号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業達成状況報告書</p> <p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 ○ ○ ○ ○</p> <p style="text-align: right;">○○○ 印</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第15</u>に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。</p> <p>(別紙)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要							<p>別記様式第9号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業達成状況報告書</p> <p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">○○○ 印</p> <p>別紙の地区について、農地耕作条件改善事業を完了したので、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）<u>第12</u>に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。</p> <p>(別紙)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地 区 名</th> <th>事 業 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	地 区 名	事 業 概 要						
地 区 名	事 業 概 要																
地 区 名	事 業 概 要																

<p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 <u>○ ○ ○ ○</u></p> <p style="text-align: right;">○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">交付決定前着工届</p> <p>○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと <p>※ <u>本様式において、未来型産地形成推進条件整備型については、「交付金」の部分は、「補助金」とする。</u></p>	<p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">○○○ 印</p> <p style="text-align: center;">交付決定前着工届</p> <p>○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、農地耕作条件改善事業実施要領（平成27年4月9日付け26農振第2070号農村振興局長通知）第8の5に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと
--	---

<p>別記様式第 11 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地 方 農 政 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇 印</p> <p style="text-align: center;">高収益作物転換型における達成状況の改善計画について</p> <p>高収益作物転換型として事業を実施した〇〇地区について、高収益作物転換促進計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地区名、工期、総事業費2. 完了年度及び達成状況報告の内容3. 達成状況が十分でない原因及び問題点4. 2年以内の期間の新たな目標年度の設定5. 改善方策 (問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)	<p>(新設)</p>
---	-------------

附 則

1 この要領は、令和元年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 31 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号）に基づき採択された本事業の実施については、なお従前の例による。